

◆11番(下市香乃美君) 皆さんおはようございます。

個人質問も3日目となりました。御承知のように、今議会は市長不在でございます。先ほど藤沢さんの方からも市長選のお話があったりしましたがけれども、きょうの山陽新聞の一面を見ますと、岡山市長選、官から民へ改革強調ということが書かれているその横に、旧国鉄の組合差別が認定されたという報道があります。

1987年の国鉄の分割、民営化から18年たちまして、国労組合員のJR不採用訴訟に初めて14億円の支払い命令が出されました。つまり、旧国鉄側の不当労働行為が認められた、組合員への賠償命令が出されたということです。この不正義を許さないというそういう闘いが長い間組合員や遺族の皆さん、また関係者の皆さんともに行われた結果ではないかというふうには思っています。

それでは、今回は市長が不在の中ではありませんが、この萩原市政6年間に起きた事柄が今どうなっているのかということを中心に質問していきたいと思えます。

まず最初に、新産業ゾーン整備事業について。

11年9月、事業費がおおむね10億円以上の大規模事業のあり方について検討するために、産・官・学から7人の委員を市長が委嘱し、臨時財政問題調査会を立ち上げました。この調査会の方針を受けて、12年2月、大規模事業に対する今後の市の方針等が出されました。新産業ゾーン整備事業は、臨時財政問題調査会の方針、地域のシンボル性を打ち出すということを受けまして、情報、環境、福祉などの新たな観点からの企業誘致にも努めるとの今後の方針が出されています。どのような努力をし、その方針はどこまで達成されたのでしょうか。

公社取得済み用地の早期活用を図るため、未買収地を事業区域から除外し、土地賃貸制度など高度な金融手法による企業誘致策等柔軟な対応も検討するという今後の方針から、年間1平米当たり298円で10年間の定期借地としての貸し付けを13年から開始しています。当初の目的がどの程度達成できたのか御説明ください。

また、未買収地への対応についても御説明ください。

次に、新産業ゾーンの企業団地は、この新しい手法により貸し付け後10年以内に市の買い戻しが必要となりました。この事業用地を市が公社から再取得する時期と方法について御説明ください。

立地企業による当該用地の買い取りについては、13年2月の亀井議員の質問に対し経済局長は、立地企業のそれぞれの事業計画、資金計画等に応じた時期に随時買い取っていただくこととして交渉してまいりたい、特別なペナルティーを科すことを契約に規定することは今のところ考えておりませんと答弁しています。その後の交渉状況について御説明ください。

また、買い取りに前向きな企業は何社ありますか。

10年以内に撤退する企業が出た場合はどのように対応されますか。

次に、協働のまちづくり条例と旭川荘についてお尋ねします。

新産業ゾーンのファーマーズマーケット(仮称)整備事業については、先ほど申し上げた臨時財政問題調査会から、農業以外の観点からも幅広く再検討し、市民から喜ばれる継続性のある施設とすべきであるとの方針を受けて、計画は中止し、地域の活性化を図れる施設について、これまでの検討分野だけに限らず、例えば福祉関係分野も視野に入れ、新たに検討するという今後の方針が出され、これが旭川荘の誘致へとつながりました。

13年11月の総務委員長報告による委員会の総意として取りまとめた提言について、その後の検討経過を御報告ください。

1. より条例の趣旨に沿った審査を行うための審査基準を作成すること。2. 一定規模以上の市有財産の貸し付けを伴う支援措置については、議会の同意を得ること。3. 協働のまちづくり条例における支援期間の上限を30年と設定すること。4. まちづくり条例の申請段階において、事業者、協働のまちづくり課、関係担当課が事業内容や支援措置について綿密な事前協議を行うこと。これは条例上の手続として確立していただきたい。5. 旭川荘の事業用地として計画されながら、買収を断念した未買収地の取得に向け、引き続き地権者に対するアプローチを続けること。このことが総務委員会の総意として提言されているわけです。

この一つ一つにお答えください。

次に、審査会はすべて公開とされるべきであり、審査委員協議も公開すべきと考えます。御所見をお聞かせください。

条例第11条「特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告」の中に、報告を受けた市長は、その内容を市民に公開しなければならないとあります。どのような形で市民に公開されていますか。

また、その特定非営利公益事業及び団体の活動状況のチェックはだれがどのような方法で行っていますか。

次に、大規模事業のファーマーズマーケットを中止し、東部国際福祉交流拠点をつくるという旭川荘を、市東部の福祉の拠点として誘致し、市有地約3万平方メートルを無償貸与するために13億4,200万円余りの社会福祉総務費を投入し、協働のまちづくり条例により特定非営利公益事業への支援措置を決定しました。東部国際交流拠点推進事業計画書全部が審査会を通り、特定非営利公益事業の指定を受けたこととなります。その後の旭川荘の状況について御説明ください。

市長は、12年6月の所信表明で、「市と旭川荘の間でパートナーシップを十分に発揮しながら、構想の早期実現に向けて取り組んでまいりたい」と述べています。しかし、17年度になっても、当初の16年度以降の事業計画は進んでいません。なぜこういうことになったのかその理由をわかりやすく御説明ください。

また、この事業の進捗に責任を持って取り組む担当部署はどこなんでしょうか。

協働のまちづくり課には、審査会の事務局として審査会の運営や審査をサポートする役割と、指定後の支援措置への対応という役割があり、審査会とはワンクッション置いた形でこの条例とかが関わっていくということです。支援措置を決定したら協働のまちづくりが始まると言えます。まちづくり条例の運用の成否は、事実上、協働のまちづくり課のあり方にかかっていると思えます。御所見をお伺いします。

次に、情報水道構想についてお尋ねします。

これは水道の蛇口をひねると水が出るように、同じような形で情報がいっぱい手元に来る、そういうことを目標にした構想です。まず、お尋ねします。

地域情報水道構想にかかった総費用は幾らでしょうか。補助金、起債、一般財源に分けて下水道

局、企画局それぞれ御説明ください。

次に、維持管理費と公債費はこれまでに毎年幾らかかっていますか。下水道局、企画局それぞれ御説明ください。

情報水道ネットワークは、5年間予定の実験ネットワークであり、18年3月末で実験終了予定となっています。18年度以降の利用形態として、下水道施設監視用ネットワークとして専用利用、行政用庁内LAN接続専用回線として継続利用、公共施設、学校、保育園、公民館などの接続専用回線として継続利用等を行っています。これらを行うためにかかる下水道光ファイバの1年間の維持管理費は幾らになりますか。

次に、光ファイバ心線の貸し出しは16年から始まっています。その収入はこれまでに幾らあり、今後どのくらいが見込まれるのでしょうか。

次は、情報水道構想のねらいの一つとして、福祉社会の構築への貢献が挙げられ、12年11月、市長は「コンテンツだけではなくて、サービスとしても、福祉につながるようにしたい。あるいは医療も含んで、医療・保健・福祉につながるようなサービスというのは、これはもう当然充実させていこう」というふうに答弁しています。どこがどのように便利になったのか現状について御説明ください。

次に、教育の情報化についてお尋ねします。

まず、12年に26校に各12台、無料のレンタルバックのパソコンが導入されました。このパソコンは無料でしたが、その当時ソフトを初め周辺環境整備にはいろいろとお金もかかりました。

さて、現在そのレンタルバックのパソコンはどのように利用されているのでしょうか。

次に、校内LANの整備がまだ100%に到達していません。岡山県内の公立小・中学校では、保護者や地域住民がボランティアになって校内LANを整備する「ネットデイ」が広がっています。活用するお考えはありませんか。

次に、庁内LAN——市役所の方のLANと学校・園との接続がまだできてません。その理由を御説明ください。

教育委員会はリットスクール基盤整備事業に取り組んでいます。それは、教育ネットワークの整備、また学校事務支援総合システムの開発、情報教育の充実の3点を事業目標に掲げています。この事業費が16年7,350万円、17年5,682万8,000円というのは、非常に少な過ぎると思いますが、いかがでしょうか。

また、教員へのパソコン配備状況について御説明ください。

次は、下水道管渠内への光ファイバケーブルについてお尋ねします。

この下水道管渠内への光ファイバケーブルの敷設は、いまだに毎年延長されています。既に24億9,680万円の工事費がかかり、現在借り入れられているものの市債利子だけでも2億6,690万円に達しています。どういう計画で進めているのですか、御説明ください。

下水道使用料に、下水道光ファイバの工事費や維持管理費はどう影響していますか、御説明ください。

次に、13年5月に岡山市が1,000万円を出資し、設立された株式会社リットシティは、13年度のみ200万円の黒字を計上しましたが、その後は2,300万円、700万円、700万円と赤字を計上しています。13年2月の市長答弁では、できた成果がほかの地方自治体への展開につながっていくとか、あるいはできた成果が企業や市民の情報サービスの活用の中である程度回収ができる。あるいは、それとの関係で市が少しお願ひすることもあつた。ぜひとも事業収支がきちっと相償うように最終的な詰めをしてくれというふうに発言されています。このことはどのように達成されたのでしょうか。他の自治体への展開ができたのか、岡山市以外からの受注があつたのか御説明ください。

17年度をもって情報水道構想の実証実験は終わります。発起人である岡山市は、株式会社リットシティを今後どのようにされるおつもりでしょうか。また、株式会社リットシティの手法を総括してください。

下水道光ファイバとOniビジョンのエリアは、二重投資にならないよう住み分けるというふうに聞いています。情報水道の実証実験終了後、西大寺と御南にOniビジョンはエリアを拡張していくのでしょうかお答えください。

次に、御津の情報化についてお尋ねします。

情報水道構想のもたらした効果と教訓をもとに、新市建設計画にある御津町高度情報化整備事業はどのように進めていくのでしょうか御説明ください。

次に、水道事業についてお伺いします。

今回はまず給水原価についてお尋ねしたいと思います。

給水原価とは、有収水量——つまり使った水ですね——1立方メートル当たりどれだけの費用がかかっているかをあらわすものです。その中には職員給与費、支払い利息、減価償却費、動力費、物件費、受水費、委託料及びその他の経費で構成されているものです。1立方メートル当たりの給水原価は、岡山市ではここ数年150円前後と余り変化がありませんでした。ところが17年の給水原価の予算は、167.42円と急激な値上がりとなっています。その理由を御説明ください。

次に、御津、灘崎の給水原価は、それぞれ214.36円と124.99円で、旧岡山市と随分違います。2つの地区でも違うんですけども。その中で灘崎合併特例区からは、水道水を県南部水道企業団に加え、岡山市水道局からも給水ができるようにと、また御津合併特例区からは、水道料金を早急に統一するようにとの要望書が出されています。このことに対してどのように対応されますか。

浄水場別原価計算、一つ一つの浄水場ごとに原価計算をするというそういうやり方があるんですけども、岡山市ではしていないそうです。なぜしていないのかその理由を御説明ください。

次に、1日最大配水量についてお尋ねします。

これは夏のものすごく暑い日かな、まあ水をたくさん使う日、その一日のことなんですけれども、14年度は30万8,172立方メートルでした。15年度、16年度、17年度はそれぞれ何月何日で幾らだったのかお答えください。

1日最大配水量を下げるための施策を御説明ください。

また、16年11月議会で水道事業管理者は、22年度において想定される1日最大配水量を賄うためには、5万トンの受水が必要になる見込みとしている。しかし、必要に応じて適宜見直す考えと答弁しています。22年度において想定される1日最大配水量は幾らですか。必要に応じて適宜見直すとは、何をどのように見直すのでしょうか。

次に、渇水対策についてお尋ねします。

ことしの岡山市は大丈夫だったんですけども、7月初めには水不足が心配されました。7月1日に

は、灘崎地区の節水広報を実施したそうですが、節水の効果は上がったのでしょうか。

また、高松市は、1994年の渇水で早明浦ダムの貯水率が60%の段階で夜間断水、時間給水となりました。ことしの渇水では貯水率0%、発電用水使用という段階でも減圧給水にとどまっています。どのような渇水対策をとっているのか高松市水道局に調査に行ってきましたので、そのことからお尋ねします。

高松市では自主減圧——自分で自分の家の水道の水圧を下げる、そういうことです——などによる市民の節水意識の向上、平常時からの水圧の抑制、複数の水源を確保して、早明浦ダムからの受水を減らす、配水施設の増強、下水再生水——中水道を普及する政策などをもって、ことしの渇水時期も乗り切ったということです。今は水がいっぱいになってやれやれだというふうに思っていますが。

岡山市水道局として、これらの高松市がとった渇水対策について、それぞれについてのお考えをお示してください。

次に、アスベスト対策についてお尋ねします。

今、藤沢議員からもありましたが、重なっている部分あるかもしれませんが、質問させていただきまので、よろしくお願ひします。

まず、アスベスト対策の調査についてお尋ねします。

市有建築物におけるアスベスト使用状況調査は、吹きつけアスベストだけを対象としています。しかし、アスベストは建材として使われており、アスベストを使わずに建てられた建築物はないとも言われているくらいです。すべてのアスベストを調査すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、その調査方法についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、すべてのアスベストを取り除く必要がありますが、慌てて急いでもなくともないというふうに考えます。そのためには、30年くらいをかけた総合計画を立てるべきだと思います。御所見をお伺ひします。

また、アスベストを取り除くための費用を国に要求すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最近、この間新聞報道でもあったんですけれども、アスベストで不安をあおり、改築を促す訪問販売なども行われているようです。市民の不安を払うような的確な情報提供、相談窓口が必要だというふうに思います。どのように取り組んでおられるのでしょうか。

最後に、特別職の職員の退職手当に関する条例についてお尋ねします。

萩原前市長には在職2年数カ月で退職手当2,418万円とのこと、私はなぜという驚きを禁じ得ませんでした。市民が受け取る退職金額とのギャップに、市民の方からの怒りの声もお聞きしております。

そこで、中核市35市——本年4月1日現在ですけれども——のうち26市の特別職、特に市長について、退職手当条例を調査してみました。給料月額は異なりますので、実際の支給額は一概には多い少ないと言えないと思います。しかし、条例で定めた支給額決定の規定では、岡山市の特別職の退職手当が他都市に比べて高くなるような計算式となっていることが明らかとなりました。

また、総理大臣の退職金が4年間で約541万円だということも聞いています。財政状況の厳しい昨今において、市民感情に即した退職手当額に見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。(拍手)

P. 118

◎市長職務代理者・助役(菱川公資君) 下市議員さんの御質問にお答え申し上げます。

アスベストの、特に建材等の調査方法をどうしているのかというふうなことから、アスベストを取り除くのに少し時間をかけてでも……、どうするのかと、あるいは撤去費用をどうするかという話でございますが、アスベストを含みます建材等につきましては、通常破碎等をしていない限り飛散はしないというふうに言われておりますが、そういう意味で今回は吹きつけアスベストを対象といたしております。

アスベストを含む建材につきましては、大量で非常に種類も多いというふうなことから、含有率や経年変化等もさまざまございまして、国においても業界というんですか、メーカーに対しまして情報の公開あるいは提供を行うよう要請するとともに、現在除去方法等の研究も進められているというふうなことから、国の動向を見守りながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、除去費用につきましては、公共施設等における除去等の改善措置に対しまして、支援措置を講じるよう全国市長会から国に要望いたしております。

以上でございます。

P. 119

◎新市建設計画推進局長(天野勝昭君) 情報水道構想の中での御津の情報化について、1点お答え申し上げます。

御津地域の情報化につきましては、旧御津町におきまして平成16年度に公共施設などを光ファイバでネットワーク化した地域情報通信ネットワーク基盤整備事業が、総務省の補助を受けて実施されておるところでございます。新市建設計画では、高度情報化施設整備事業が町からの提案事業として登録されておるわけでございます。

この事業を具体化するに当たりましては、御津地域のテレビのデジタル放送開始に伴う難視聴対策なども含めた整備手法の検討のために、現在地域住民のニーズ把握のためのアンケート調査を行っているところございまして、その結果をもとに検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

P. 119

◎総務局長(池上進君) 特別職の職員の退職手当についてのお尋ねでございます。

特別職の退職手当の額でございますが、特別職の職員の退職手当に関する条例に基づきまして、給料月額掛ける在職月数掛ける支給割合で算出をいたしております。

市長の支給割合につきましては、平成15年12月に条例改正をさせていただきまして、100分の70から100分の65に引き下げさせていただきます。

なお、岡山県知事の支給割合は100分の70でございます。倉敷市長の支給割合は100分の60、また中核市の市長の支給割合で申し上げますと、宇都宮市などの100分の40から熊本市などの100分の70と、都市によってさまざまとなっております。今後ともより一層市民の理解を得られるような適切な特別職の退職手当となるよう研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

P. 119

◎企画局長（風早正毅君） 情報水道構想について御質問をいただきました。

まず、情報水道構想のねらいと福祉サービスについてでございます。

情報水道ネットワークを実際に利用したサービスとしては、ママカリフォーラムにおいて医療機関と接続して手術の中継を行ったり、医学系の学会時にインターネットを利用したという実績がございます。

また、情報水道実証実験においても、映像対話型の電子申請・交付サービスの実験を実施しており、自宅にいながらセキュリティが確保され、原本性も確認された交付文書の受け取りが可能となるような技術面での検証を行いました。このように市域に高速で安価な情報通信基盤の整備が進むことにより、福祉分野も含め市民生活の向上につながるサービスの展開が期待されているところでございまして、今後とも民間事業者との連携を図り、促進してまいりたいと考えております。

それから、株式会社リットシティの関係での御質問に御答弁いたします。

自治体ビジネスを展開するベンチャー企業として、これまで国の研究開発事業などを手がけてきたノウハウを生かし、複数の県内市町村に情報セキュリティ対策を初め、自治体向けのコンサルティング事業などを展開しているとお聞きしております。今後の一層の事業拡大が期待されるところでございます。

また、株式会社リットシティは、公共性と収益性を兼ね備えた官民パートナーシップによる事業推進を目的に設立されたものでございまして、これまでも一定の成果を上げてきてございます。

今後は、リットシティ構想を民間の立場から推進する企業であることから、本市は他の株主と同様の立場で、同社を取り巻く経営環境やビジネスモデルの確立に必要な提案、助言などを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

その次でございますが、Oniビジョンの西大寺及び御南へのエリア拡張についてでございます。地域の情報通信基盤については、これまで官民連携により二重投資を避けることを基本にその整備を進めてきたところでございます。Oniビジョンの西大寺地区及び御南地区への拡張につきましても、ニーズや投資効果などを踏まえて検討されていると聞いておりまして、その際には情報水道光ファイバの有効活用についてもあわせて御検討いただくようこれまででもお願いしてきております。

以上でございます。

P. 120

◎市民局長（荻野淑子君） 協働のまちづくり条例と旭川荘についての関係でございますが、平成13年11月の総務委員長報告による委員会の総意として取りまとめた提言について、その後の検討経過を御報告くださいということでございます。

より条例の趣旨に沿った審査を行うための審査基準を作成すること、一定の規模以上の市有財産の貸し付けを伴う支援措置については議会の同意を得ること、協働のまちづくり条例における支援期間の上限を30年と設定すること、まちづくり条例の申請段階において事業者、協働のまちづくり課、関係担当課が事業内容や支援措置について綿密な事前協議を行うこと、これは条例上の手続として確立していただきたいことについて、以上、一括してお答えいたします。

岡山市協働のまちづくり条例は、平成13年4月1日に施行されましたが、この条例の運用につきましても平成13年に数回にわたり総務委員会を開催していただき、適正な運用に向けての貴重な御指摘、御意見をいただいたところでございます。

審査基準につきましても、また申請段階での事業者及び関係課との事前協議につきましても、指摘事項を参考にして、より合理的かつ的確な審査が行えるように絶えず検討、工夫をしてきているところでございます。

また、支援措置の実施につきましても、岡山市財産条例、岡山市公有財産取扱規則などの規定を直接の根拠として行われることとなりますので、個別の制度の中で適切な運用を図り、貴重な市有財産の有効な活用に努めておるところです。

条例の改正はいたしてはおりませんが、御指摘の総務委員長報告を初め議会の御意見を尊重しながら、今後も公平性、公正性、透明性を担保するよう努力していきたいと考えております。

次に、審査会の全部公開について。

審査会はすべて公開とされるべきであり、審査委員協議も公開すべきと考えますが、御所見をお聞かせくださいということですが、審査会につきましては現在審査委員協議及び審査結果も含めて、原則公開しております。

続きまして、特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告の公開について、どのような形で市民に公開されていますか、またその特定非営利公益事業及び団体の活動状況のチェックは、だれがどのような方法で行っていますかというお尋ねですが、特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告は、条例第11条の規定により、毎年協働のまちづくり課へ提出されることになっており、閲覧申請に基づき公開しております。

また、事業実施状況等につきましても、事業担当課、支援担当課が把握するとともに、協働のまちづくり課といたしましても、報告書により事業内容等を確認し、必要に応じて関係課にも伝えるなど、連携した対応に努めております。

続きまして、まちづくり条例の運用の成否は、事実上協働のまちづくり課のあり方にかかっていると思っております。御所見をお願いしますというお尋ねですが、協働まちづくり条例におきましては、非営利公益活動団体、市民そして市が対等なパートナーとして共通の目的を持ち、お互いを補完、協力しながら活動を推進していくことが効果的であり、そうすることによって市民参加による豊かで活力のある地域社会の実現を目指すものと考えております。

事業の推進に当たっては、事業の担当課が相談窓口となり対応しておりますが、本条例が公明、公

正、着実に運用されることが重要であり、議員御指摘のとおり、協働のまちづくり課が果たす役割は大変重要だと認識しております。  
今後とも関係部署との調整や非営利公益活動団体との連携に努め、非営利公益活動の促進、支援を図っていきたいと考えております。  
以上でございます。

P. 121

◎保健福祉局長（長島純男君） 協働のまちづくり条例と旭川荘につきまして、特定非営利公益事業の指定を受けた後の旭川荘の対応状況と、さらに16年度以降の事業計画についての2件について一括して御答弁申し上げたいと思います。  
旭川荘におきましては、特定非営利公益事業の指定を受けました平成13年度には、早速福祉、医療を担う人材を養成する福祉従事者養成施設を整備し、翌年の平成14年度におきましては、医療・福祉従事者の教育、養成を行います国際保健福祉研修センターを建設し、さらに平成15年度には地域交流と3世代交流を図る施設を建設し、この3年間で核となります施設の整備をしたところでございます。さらに、16年度におきましては、これらの施設の有機的、一体的な利用を図る上で必要な外溝整備等が行われたところでございます。  
今後の事業について、旭川荘におきましては、実は介護保険の大幅な制度改革、さらに障害者施策におきましても支援費制度から障害者自立支援法への転換が予定されるなど、福祉を取り巻く環境が大きく変化をいたしていることから、当初予定しておりました後期計画の見直し、練り直し作業が現在進められているところでございます。  
今後とも市民局とともに、旭川荘と十分連携をとりながら事業の推進を図ってまいりたいと、このように考えております。  
以上でございます。

P. 121

◎環境局長（繁定昭男君） アスベスト対策の中で、市民の不安を払うような情報提供や相談窓口が必要ではというお尋ねでございます。  
本市では、現在アスベストについての相談窓口を開設するとともに、市のホームページ等で情報提供をいたしております。  
また、不安をあおるような改築を促す訪問販売等につきましては、悪質リフォームの相談と同様に、消費生活相談室において相談に応じているところでございます。  
以上でございます。

P. 121

◎経済局長（岡村頼敬君） 新産業ゾーン整備事業につきまして、一連のお尋ねに順次お答えをさせていただきます。  
まず、平成12年2月に臨時財政問題調査会の方針を受け、情報、環境、福祉などの新たな観点からの企業誘致にも努めるとの方針を出したが、どこまで達成できたのかというお尋ねでございます。  
新産業ゾーンは、先端技術産業の誘致を主として、平成5年に整備基本構想を公表したものでございますが、平成12年5月に、議員が先ほど御発言になられました分野に加えまして、物流、加工も含めた業種への拡大をいたしました上で、関係の皆様のお支援もいただきながら誘致に努めてきたところでございます。現在までに15社が立地決定をしております、そのうち13社が操業を開始いたしております。残る2区画も立地に向けて手続中でございまして、これらを含めると、お尋ねの分野ではソフトウェアの開発会社や環境機器製造業あるいは環境サイクル関係など4社の立地となるものでございます。  
なお、福祉関係で申し上げますと、社会福祉法人旭川荘が福祉交流拠点として施設を整備し、活動をされている状況でございます。  
続きまして、平成13年に定期借地制度を導入してから、当初の目的がどの程度達成できたかというお尋ねでございます。  
当初の目的としておりました早期の土地の利活用により、雇用でありますとか税金など、少しでも早く市民に効果をお返ししたいという点では十分な成果を上げてきたと考えております。  
多少具体的に申し上げますと、操業開始をいたしております13社で設備投資による経済波及効果でございますとか、約500人の新規の雇用、また平成16年度までの累計で申し上げますと、約1億5,000万円の税金増がございました。今後とも毎年度、約1億円程度の税金が見込まれております。また、企業団地として岡山市土地開発公社がリースを開始した平成13年度から金融機関に負担をしてきております利息の額を超える約1億8,000万円を賃料として収入しております、最終的な市民負担の抑制にもつながっているものと考えております。  
次に、事業用地を土地開発公社から再取得する時期と方法についてというお尋ねでございますが、御指摘のとおり土地開発公社の所有のまま事業用借地として賃貸できますのは、賃貸借契約の締結後10年以上とされております。各企業との契約期間が異なっておりますので、再取得期限が必然的に異なるわけでございますが、財政状況等も勘案しながら、年次的、計画的に再取得に努力をしております。  
さらに、立地企業への買取交渉状況について、その後の状況は、続きまして、買い取りに前向きな企業は何社あるのか、さらに10年以内に撤退する企業が出た場合はどう対応するのかとの3点のお尋ねでございます。  
立地企業に対しましては、それぞれの企業に毎年度定期的な買い取りの意向の打診を行ってきております。投資マインドが高まってきた企業もございまして、経済状況や地価の先行きが不透明という社会情勢等もございまして、具体的な買い取りの申し出までをいただくところには至っていないのが現状でございます。  
また、10年以内の企業の撤退が生じた場合につきましては、借地契約の中で借入人の責任で契約が解除されたときは、建物及びその他の工作物など一切を自己の費用で除去していただき、原状に復して、いわゆる更地にして返還をしなければならない等を規定しております、この契約の履行を

求めていくことになろうかと考えてございます。  
以上でございます。

P. 122

◎下水道局長（阪本泰基君） 情報水道構想につきまして御答弁をさせていただきます。  
まず、地域情報水道構想にかかった総費用とその財源内訳は、維持管理費と公債費はこれまで毎年幾らかかっているか、それから実験終了後の年間維持管理経費はどのようになるかという3点につきまして、一括して御答弁させていただきます。  
情報水道構想にかかりました費用につきましては、基盤整備工事を始めました平成12年度から平成16年度までの工事費総額が約24億8,000万円となっております。その財源内訳でございますけれども、国庫補助金が約7億1,000万円、起債が約13億8,000万円、一般財源が約3億9,000万円です、すべて下水道局で執行いたしております。  
次に、維持管理費及び公債費につきまして、平成13年度では維持管理費が約1億3,500万円、公債費約500万円、平成14年度は維持管理費が約1億2,600万円、公債費が約2,100万円、平成15年度は維持管理費が約1億6,200万円、公債費が約4,900万円。平成16年度は維持管理費が約1億6,200万円、公債費約1億2,900万円となっております。これらにつきましては、企画局と下水道局で2分の1ずつ負担しておるところでございます。  
なお、今後の年間維持管理費がどうなっているかということでございますけれども、現在のところはこれまでと同程度の額で推移するものと見込んでおります。  
続きまして、光ファイバ心線の貸し出しについて、その収入はこれまで幾らか、今後はどれくらいが見込まれるか、それから下水道使用料について光ファイバの工事費や維持管理費がどのように影響しているかという2点につきまして、一括して御答弁させていただきます。  
光ファイバ心線の貸し出しによる収入につきましては、16年度の実績は37万7,664円、17年度は8月末現在で65万7,217円となっております。  
今後につきましては、現在のところ新規の貸し出し契約を見込みますと、年間ベースで、収入ベースでございますけれども、500万円程度の増を見込んでおるところでございます。  
それから、光ファイバによります工事費、維持管理費は、下水道使用料の対象経費とは現在いたしておりません。  
続きまして、最後でございますが、下水道管渠内への光ファイバケーブルの敷設はどういう計画のもとに進めているかという御質問でございます。  
光ファイバネットワークを今有効に活用していくということによりまして、雨水ポンプや雨水管渠流入ゲートにつきまして、浸水対策の面から、遠方から監視できるようにするなど防災機能を充実する、あるいは浄化センターにおける放流水につきまして、遠方から監視、制御するようにして、下水道施設の運転管理機能を高度化するなど、こういったことを今後図っていきたいと、このように考えております。  
以上でございます。

P. 123

◎水道事業管理者（植松健君） 水道事業につきまして8項目のお尋ねがございました。  
まず、給水原価が150円前後から、17年度予算では167円余にふえた理由についてのお尋ねでございます。  
平成17年度予算におきましては、岡山県広域水道企業団からの受水費の増や新たな合併地区の要因も加わって、給水原価がふえているものでございます。  
続きまして、瀬崎町合併特例区や御津合併特例区からの要望書にどのように対応していくのかのお尋ねでございます。  
瀬崎町合併特例区からは、安定供給を確保するため、岡山側からも水道水を供給してもらいたい旨の要望書を、また御津合併特例区からは、早期に水道料金を統一してもらいたい旨の要望書をいただいております。  
それぞれの要望書の趣旨を十分に踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。  
次に、浄水場別原価計算をしていない理由についてのお尋ねでございます。  
岡山市におきましては、最大稼働時には各浄水場ともほぼ実質供給能力いっぱい稼働しており、また浄水場の中には地形的な条件から特定の給水エリアを持ち、他の浄水場から融通することができないものがあるため、個々の浄水場についての原価計算までは作成いたしておりません。しかしながら、水道局におきましても、浄水場別の原価計算の必要性は認識いたしておりまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。  
続きまして、15年度、16年度、17年度の1日最大配水量と発生した日及び1日最大配水量を下げる施策はとのお尋ねでございます。  
1日最大配水量は、平成15年8月1日に28万4,614立方メートル、それから平成16年7月29日に30万7,317立方メートル、平成17年度は、現在までのところ7月21日29万7,870立方メートルとなっております。  
次に、1日最大配水量は通常夏季の暑い時期に発生し、配水量を下げる施策といたしましては、局による減圧、それから利用者による自主減圧等がございますが、それを実施いたしますと、結果として利用者に水圧低下等の御不便をかけることとなります。  
本市では、幸いにも水源に余裕がございますので、このような施策は今のところ考えておりません。しかし、渇水等で必要となったときには、状況に応じた御協力を利用者の皆様方をお願いしてまいる所存でございます。  
それから、平成22年度において想定される1日最大配水量は幾らか、また必要に応じて見直すとはどういう趣旨かのお尋ねでございます。  
当面の計画では、平成22年度において1日最大配水量を34万8,000立方メートルと想定いたしております。需給計画につきましては、適宜見直す考えでございますが、料金改定後の需要動向の傾向がある程度見えてきた時点で実績値に基づいて受水を含んだ需給計画を見直すものでございます。そのような趣旨でございます。  
最後に、渇水対策に関しまして、瀬崎地区への節水広報の効果、あるいは高松市が講じた施策につ

いての所見をとのお尋ねでございます。

ことしの異常少雨による渇水に伴う取水制限は、高梁川水系から始まり、瀬崎地区において1日だけの節水広報を行いました。期間が短く、広報による節水効果は把握できませんでした。

次に、高松市の渇水に対する施策のうち、漏水量を抑えるために送水圧力を必要以上に上げない、緊急時、渇水時等を想定して施設能力に余裕を持たせる、それから、複数の水源を確保し、危険分散を図る等の対策につきましては、岡山市においても既に実施しております。

なお、岡山市には、将来にわたっての水がめとなる苦田ダムがあり、高松市と比べて水源の確保の状況、市民の生活環境について大きな違いがあるため、自主減圧などの高松市の施策を直ちに実施することは、岡山市ではなじみにくいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

P. 124

◎教育長（山根文男君） 情報水道構想につきまして、4点の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。教育の情報化に向けた整備事業ということで、平成12年度導入のレンタルバックパソコンは現在どうなっているかということでございます。

学校へ配備しておりますパソコンにつきましては、古くなった機種から順次更新を行っております。平成12年度に導入したレンタルバックパソコンにつきましては、児童のパソコン操作の練習等に一部有効に活用いたしております。

次に、2点目でございます。校内LANの整備につきまして、小・中学校で校内LANの整備において、「ネットデイ」の活用は考えているかという御質問でございます。

岡山市の学校におきましても「ネットデイ」を活用させていただいております。保護者、地域の方々のこのボランティアのお気持ち、大変感謝をいたしております。既に平成14年度から小・中学校8校が保護者や地域の方々の力をおかりしたり、また教職員が取り組んだりしながら、校内LANを整備いたしております。また現在、中学校2校におきまして「ネットデイ」による整備を進めております。

保護者や地域の方々、教職員がケーブルの配線作業等とともに汗を流して取り組んでくださっており、子どもたちの豊かな学びの環境が充実していくことは大変ありがたいと感謝をいたしております。今後もこのような協働の輪がどんどん広がっていくことを心から願っております。

次に、3点目と4点目でございます。2点の御質問でございます。3点目は庁内LANと学校・園の接続はまだ図られていないが、その理由は何か、それから4点目が、リットスクール基盤について、事業費が少な過ぎないか、また教員へのパソコンの配備状況はどうかという御質問に一括してお答えをさせていただきます。

庁内LANと学校・園の接続につきましては、その利用の目的や管理の仕方、そしてまたコストやセキュリティの問題などさまざまな課題がございます。接続できていないのが現状であります。現在、効率的な運用をするためのシステムを研究中でございます。

事業費が少ないのではないかとこのことでございますけれども、16年度につきましては、主にサーバー購入や回線初期費用等基盤整備にかかわるものでございます。そして、17年度はシステム開発費用やパッケージソフト導入等ソフトウェアに係る費用でございます。このこと、年度を越えて段階的に整備を行っているという状況があるためというふうに考えております。

また、教員へのパソコン配備につきましては、現在のところでは配備する予定はございません。

以上でございます。

P. 124

◎西大寺支所長（藤原勲君） 2点の質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、新産業ゾーン整備事業についての中で、未買収地の対応について御説明くださいとの御質問についてお答えいたします。

新産業ゾーン整備事業に伴う未買収地は残り2カ所となっております。うち1カ所の道路用地につきましては、地権者との合意が調い、契約締結に向け事務を進めております。残る1カ所につきましては、地権者との交渉が続いておりますが、合意に至っておりません。引き続き取得に向け努力をしてまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくり条例と旭川荘についての中で、委員会の総意として取りまとめた提言について、その後の経過措置の中の旭川荘の事業用地として計画されながら、計画を断念した未買収地の用地取得に向け引き続き地権者にアプローチを続けることの御質問についてお答えいたします。

議員御質問の買収を断念した土地の件につきましては、地権者の合意がどうしても得られないため、新産業ゾーンの区域からは除外しております。具体的には、今回の未買収地分につきましては、税制の特例に関する取り扱いの点で地権者とのバランスの関係で同意が得られません。ちなみに、同地権者の道路用地部分の土地につきましては御協力をいただいております。どうぞ御理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

P. 125

◆11番（下市香乃美君） 休憩が終わりまして、再質問に入りたいと思います。

まず、新産業ゾーン整備事業についてからお尋ねします。

皆さん、御答弁を聞いていただいてよくわかったように、確かにこの新産業ゾーン、こういう手法にしまして、企業誘致も進んで、その企業用地の代金については、その利息が賃貸料で賄われています。雇用がふえたり、税収がふえたりという状況にあります。

しかし、ここで指摘しておかなければならないことは、公社貸付期間、貸した年代がばらばらなのでばらばらにあるわけですが、10年以内での企業の買い取りというのは非常に厳しい、つまり10年以内には土地開発公社から市が買い取らなければいけないというそういう枠がはめられたということだと思っております。

それで、ここが今約110億円あるわけです。先ほど局長の方から年次的、計画的にというお話がありました。もう貸し付けた時期が明らかなんですから、もう少し詳しく御答弁いただけないかと思えます。そしてまた、そのことはもちろん財政局も了解しているのですよね。財政局長にもあわせてお尋ねします。

それと、協働のまちづくり条例と旭川荘についてです。総務委員長報告からの委員会の総意としてまとめられた提言なんですけれども、今局長の答弁では、検討して工夫してきているというものでした。この4番目にもありますけれども、条例上の手続として確立していただきたいというそこまで踏み込んだ委員会の提言があるわけです。それに対してこのこと、まあ4点ありますが、例えば要綱など新しくというか、文書化したのかどうかお尋ねします、それぞれね。文書化しているかどうかお答えください。

それと、条例第11条の活動状況の報告については、協働のまちづくり課に出されていて、情報公開請求があれば出すよというお話でしたが、もうこういう情報はね、協働のまちづくりで皆さんと一緒に進めましょよといっているものから、もうホームページなりに乗せるべきで、くださいと言わなくても出されるような情報公開の仕方が必要だと思いますが、いかがですか。

それと、保健福祉局長、この旭川荘の計画は見直し作業中だという答弁がありました。それはいつからなんですか。そしてまた、保健福祉局はどういうふうに対応しているんですか、お答えください。

それで、計画が見直しをされているということになれば、協働のまちづくり条例施行規則第11条に変更届というものがあります。これは、特定非営利公益事業の内容を変更し、また事業を中止もしくは廃止しようとするときは、変更届を届け出なければならないんですけれども、この場合内容を変更しようとしているわけですから、変更届が必要だと思うんですけれども、その御所見をお伺いします。

それから、情報水道構想についてです。これはもう皆さんもよく御存じかと思うんですけれども、15年には日経パソコンの自治体の情報化の進展度を比較する「e都市ランキング」というので、東京都三鷹市に続いて岡山市は第2位となりまして、注目されました。しかし、ここまで来て維持管理費と公債費で18年以降も2億円強が必要という状況になっていきます。情報水道ネットワークの実験が来年の3月で終わるわけですね、ここを一つの区切りとすべきだというふうに思うわけです。そのためには、18年3月で終わろうと思ったら、そんな急にぱっと終われないわけですから、今からその準備をすべきと私は考えるんですが、いかがでしょうか、お尋ねします。

それと、教育の情報のことなんですけれども、校内LANというのは学校の中のネットワークですね。庁内LANと学校・園との接続というのは、ここと各学校・園がつながれていない、こういうことになっているわけです。

先日、太田議員から学校給食のことで教育委員会と学校・園との連絡の話がありました。ファックスの一斉送信で流したということなんですけれども、そういう報告とか連絡とか相談とか、教育委員会と各学校・園がそういう情報を共有するという面でも、庁内LANと学校・園との接続というのは非常に重要だと思うんです。今システム研究中というお話でしたが、これは何年度をめどにでき上がるんですか、お答えください。

それと、私が非常に危惧をしているのは、教員へのパソコン配備状況です。これ、ないわけですよ。学校の先生方にはパソコンは配付されていない。でも、じゃあ先生方はパソコンを使っているのかといったら、使っているわけですよ。皆さん自前のものを持ってきてやっているというふうに伺っています。

この岡山市役所のことを考えていただいたらいいと思うんですけれども、前市長が全職員に一斉にパソコンを渡しました。そのことによって庁内の情報化は非常に進んだという、これは非常に評価できることだというふうに思っています。

教員の場合は、県の職員とかそういう問題はいろいろとあるんでしょうけれども、私は教員にパソコンを配備する必要があるというふうに思っています。教育長としては、そのことについてどう御所見をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

それと、下水道の光ファイバです。これ実証実験、水道情報構想の中で下水道への光ファイバということで出てきたわけなんですけれども、今でも下水道局は光ファイバの敷設をしています。先ほども申し上げましたように維持管理費等非常にかかるわけですね。そこで、下水道局としても、この18年3月で情報水道構想の実証実験が終わるといふところを一つのポイントとして、コスト意識を強く持って、維持管理費等を念頭に置いて、よくよく考えていくべきだと思うんですけれども、下水道局長の御意見を伺いたいと思います。

水道事業管理者、浄水場別原価計算については検討していくという答弁をいただきまして、ありがとうございます。私もこれ、まあプロではありませんから知らなかったんですけれども、高松市へ行きましたら、高松市はきちんと浄水場別の原価計算をしているわけです。そうすると、どこでつくった水が安いということが非常にわかりやすいわけです。私はこういうことを、わかりやすい情報を市民に提供していくという意味においても、水道局の今後の検討した結果を公表していただくということを期待しておりますので、よろしく願います。

それと、1日最大配水量を今回はテーマにしました。夏の一番暑い日、1日だけなんですけれども、先ほどお聞きなすって皆さんおわかりのように、22年度の34万8,000トンというのは、今の現状から見て非常に多いです。これは計画を見直ししていくというお話なので、ぜひそういう方向でやっていただきたいというふうに思います。

それから、アスベスト対策なんですけれども、これはね、私は、今非常に騒がれていて、どうするんだ、どうするんだというお話がありますが、じっくり腰を据えて取り組むべきことだというふうに思っております。

それで、御存じかどうかお答えいただきたいんですけれども、14年に練馬区では総合教育センターにアスベストの除去漏れというのが見つかっておりまして、その後、16年5月には練馬区アスベスト対策大綱、こういうのをつくって取り組みを進めています。その中で、いろいろなことがあってからこういうことになっているんだらうと思うので、そういうところをぜひ見習っていただきたいと思うんですがどうですか。

最後に、特別職の職員の退職手当に関する条例についてです。1つお尋ねしておきたいのが、総理大臣の退職金が4年間で約541万円だというふうに聞いてます。これと市長の退職手当、2年数カ月で2,418万円と比べてどのようにお考えなのか御所見をお伺い



いしたい。

以上で2回目の質問を終わります。（拍手）

P. 127

◎市長職務代理者・助役（菱川公資君） 再質問に御答弁申し上げます。

アスベストについて、まずじっくりやったらどうならというお話でございますが、確かに先ほど御答弁申し上げましたように、建築材料というのは、含まれている場合は必ずしもそれだけで危ないという話にはなっていない。したがって、破碎したりするときの問題でございますから、ケースによると思います。したがって、事例が出てくればゆっくりするわけにはいきませんが、そういう意味では正確にじっくりやりたいと思います。

それから、練馬区について知っているかという話でございますが、これは実は私個人は承知してございませんので、今後勉強したいと思っております。

P. 127

◎総務局長（池上進君） 市長の退職金と総理の退職金というのを比較ということでございますが、まず大きく違いますが、総理・首相の場合は、いわゆる議員内閣制の中で生まれてきたものでございまして、総理を退職しても議員であるという身分があります。市長の場合は、いわゆる大統領制ということになりますと、直接選挙になりますので、身分を失うともうそこで後の保障はないというようなこともありますので、一概に比較というのは非常に難しいというふうに私は思っています。

以上です。

P. 127

◎企画局長（風早正毅君） 情報水道構想についての再質問をいただきました。

18年度以降について、今から準備をいろいろと進めるべきではないかという御指摘でございます。お答えいたします。

実証実験は終了いたしましても、18年度以降の利用形態として、防災等の観点からの下水道施設の監視を、そして行政用の高速の庁内LAN接続用、そして公共施設、学校、保育園、公民館などの接続用等としての利用が予定されております。

さらには、今後実証実験のモニターの皆様への民間サービスへの移行支援を実施してございまして、少しでも多くの御利用に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

P. 127

◎財政局長（川島正治君） 新産業ゾーンの事業用地を土地開発公社から再取得する件につきまして御質問をいただきました。

再取得の計画があること自体は承知しております。財政局といたしましては、毎年度の予算編成におきまして、担当局からの事業実施のための予算要求、これを受けた上で、当然毎年度の歳入の状況等財源の確保、財源の内容を把握した上で全体の調整を行う必要があると考えております。

P. 127

◎市民局長（荻野淑子君） 3点ほどあったかと思っております。

まず、文書化しているのかというお尋ねですが、文書化はしておりませんが、先ほど御答弁申し上げましたように、個別の制度の中で適切な運用を図っておりますので、御理解を賜りたいと考えます。

それから、ホームページ上で公開すべきだということですが、これはもうホームページ上でも公開していくようにやっていきたいと思っております。

それと、続きまして事業の見直し中ということであれば、変更届を出させるべきではないかというお尋ねでございます。

現在後期計画の見直しが進められておるところでございますが、その結果を受けて変更届が提出されることになると考えておりますので、その変更届が提出された後に審査会を開催しまして、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 127

◎保健福祉局長（長島純男君） 旭川荘の後期計画についての再質問をいただいたところでございますが、1回目の御答弁でも申し上げましたように、福祉を取り巻く情勢が大きく変化する中での後期計画の見直しと、やり直しということは今旭川荘がされてございますので、そういった中で条例に基づきます変更手続が必要な場合に、当然旭川荘に対して変更手続ということで手続をとっていただきたいと、このように考えておりますので、当面は見守ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

P. 128

◎経済局長（岡村頼敬君） 新産業ゾーン事業用地の再取得についてということで、再度のお尋ねでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、年次的、計画的に努力をしていくということには変わりはありませんが、各年次での再取得につきましては、計画的な再取得ということを基本に置きまして、その上で、その時点での企業サイドの買い取り意欲の有無の確認でございますとか、当該年度の財政の状況等を勘案し、さらに各年次間の再取得面積の増減等も検討に加えるなど、さまざまな条件設定を検討した上で、適時適切に判断をしていくことが必要になってくるのではないかと

と、現時点ではそのように考えております。  
以上でございます。

P. 128

◎下水道局長（阪本泰基君） 下水道局に関する情報水道構想について、御質問にお答えいたします。

光ファイバですが、下水道の管に敷設しております光ファイバは、通常の架空のものに比べまして暴風雨とかあるいは台風、災害等に強いということで、災害に強いネットワークを構築する上では、非常に貴重なものと考えております。

そういう意味からいたしまして、今後下水道行政を進める上で、その費用対効果も十分勘案する中で、総合的に検討する中で、下水道の光ファイバの敷設については計画的に進めていきたいと、このように考えております。

P. 128

◎教育長（山根文男君） 再質問に御答弁させていただきます。

1点目の庁内LANと学校・園との接続は非常に重要であると、今研究をしているが、いつごろを目途にしているかと、こういう御質問でございました。

議員おっしゃられますように、庁内LANと学校・園の接続、これはこれから一つの大変大きな課題であるというふうに考えております。現在、先ほども申し上げましたように16年度、17年度というように年次的にその方向で進めておるわけでございます。

16年度につきましては、学籍のシステムの構築、あるいは17年度につきましては就学援助等の事務の構築というふうに年次的に進めております。このことにつきましては、教育委員会だけでなしに担当部局とも十分検討しながら、でき得れば18年度、19年度あたりの方向と、そのあたりを目標にはしたいなあと思っておりますけれども、さまざまな状況がございますので、目標はそのあたりに置きたいなあというふうに思っております。

それから、もう一点でございますが、教員のパソコンの件でございます。

今の状況の中で教員のパソコンの活用とその必要性というのは非常に大事でございます。ただ、先ほど議員も御指摘、お話しございましたように、教員の場合、県費ということが確かにございます。そういうこともあり、しかし子どもたちというのは岡山市の子どもたちというふうなことがございます。そういうこともございますが、そういうさまざまな状況でございます。しかし、その必要性というもので、そういう配備ということについて、今やりますということは言えませんが、さまざまなそういうふうな状況を検討しながら、今後の研究ということで考えてみたいなあというふうに思います。

ありがとうございます。

〔11番下市香乃美君登壇〕

P. 128

◆11番（下市香乃美君） では最後に、まあ今ごらんいただいてわかるように、市長不在でございますから、いろいろと新しいことをするとかしないかというのは言いづらいのかなあと思っておりますけれども、必要があるということ認識しているのであれば、やるということを念頭に置いて、市長がかわっても、それはやっぱり教育委員会として必要だということをぜひ主張していただきたいと、教育長にはお願いを申し上げておきます。

それと、最後に市民局長、今回は総務委員長報告の委員会の総意としての提言についてを一つのテーマにしました。これをどういうふうに当局が扱うのかということですね。

検討して適切に運用しているのだと言われても、私たちにはよくわかりません。条例上の手続として確立していただきたいとまで踏み込まれていることについて、ルールとして確立する必要があるのではないかと。このことについてもう一度御答弁をいただきたいというふうに思います。

いろいろな事業が数年たつていろいろと変わっております。このことをきょうは皆さんに御紹介したいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

P. 129

◎市民局長（荻野淑子君） 総務委員長報告を重く受けとめさせていただきますして、議員さんがおっしゃられたことを今後研究させていただきたいと思っております。

以上です。